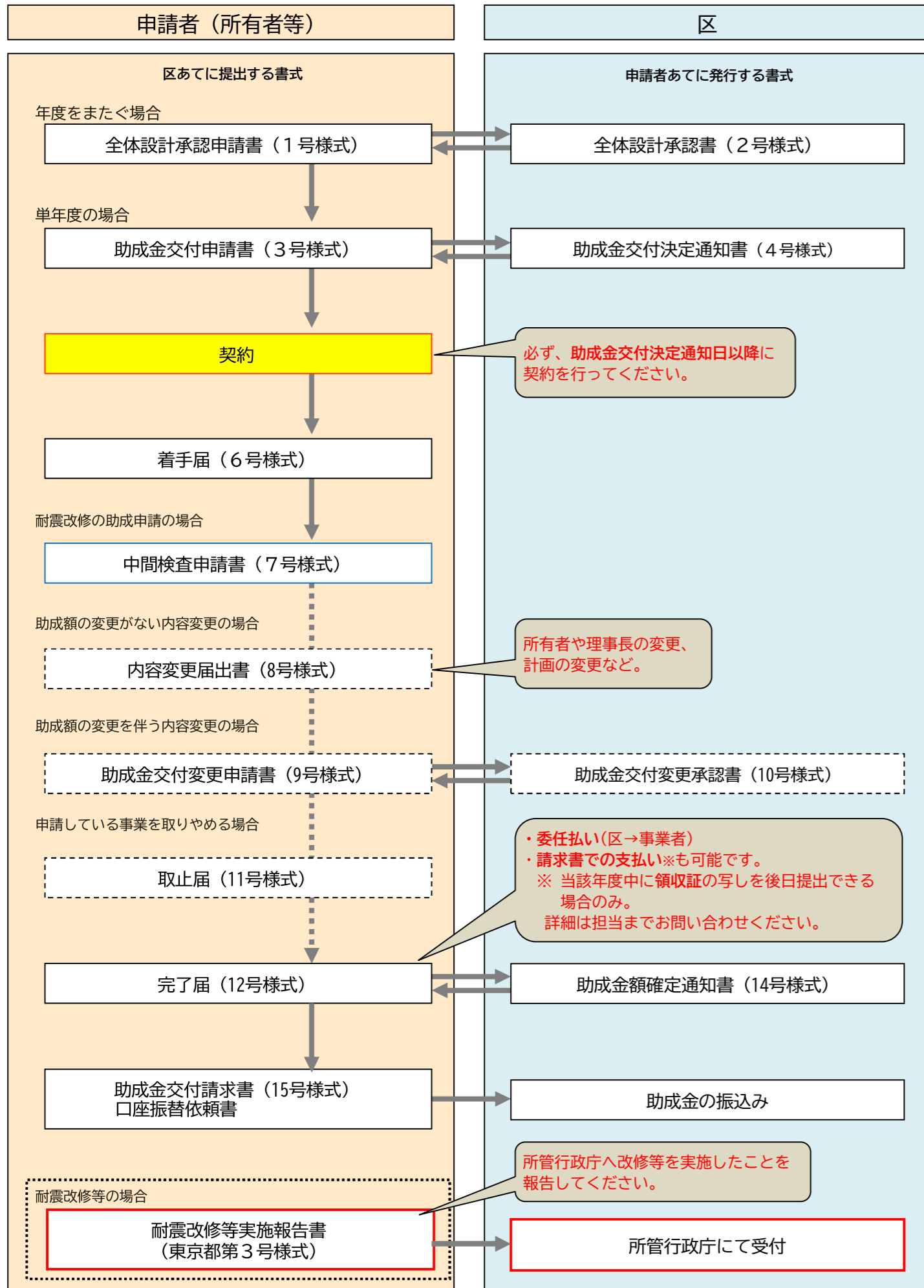
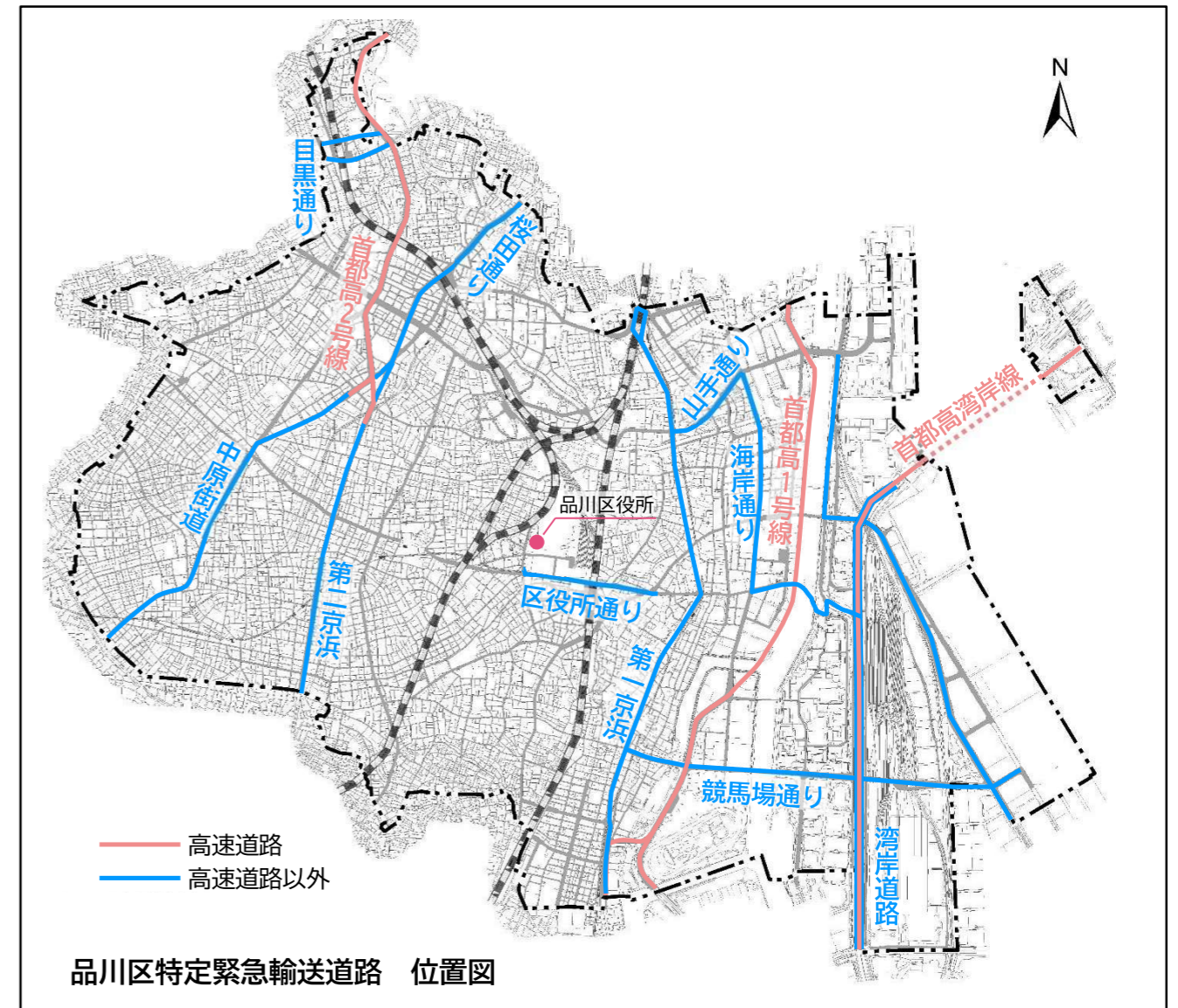


申請手続きの流れ



特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を支援します！

特定緊急輸送道路は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定された道路です。避難や救急・消火活動、緊急支援物資等の輸送や復旧・復興活動にも重大な影響を及ぼすことから、沿道建築物の耐震化を重点的に推進していく必要があります。



耐震化に関する相談窓口

助成窓口	品川区都市環境部 建築課 耐震化促進担当 〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階 TEL:03-5742-6634 FAX:03-5742-6898	
協定団体	一般社団法人 東京都建築士事務所協会(TAAF) 一般社団法人 日本建築構造技術者協会(JSCA東京) 特定非営利活動法人 耐震総合安全機構(JASO)	TEL03-6228-0571 TEL03-3468-0301 TEL03-6912-0772
相談窓口	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター TEL03-5989-1457	

耐震補強設計支援 ※令和12年度までに着手するもの

対象建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物で、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果、倒壊の恐れ有りと判断された建築物
対象者	・建築物の所有者(共有の場合は代表者) ・マンション管理組合など

助成額の計算方法		
助成対象費用	助成限度額	
以下(1)(2)いずれか低い額以内 (1) 実際に耐震補強設計に要する額 (2) イからハの合計額 イ 延べ床面積1,000㎡以内の部分 5,000円/㎡以内 ロ 延べ床面積1,000㎡～2,000㎡の部分 3,500円/㎡以内 ハ 延べ床面積2,000㎡を超える部分 2,000円/㎡以内	助成対象費用が 600万円以下の場合	助成対象費×1/1
	助成対象費用が 600万円を超え 1,200万円以下の場合	助成対象費×2/3 +200万円
	助成対象費用が 1,200万円を超える場合	助成対象費×5/12 +500万円
その他	補強設計の内容については第三者機関による評定書が必要です。評定費用も耐震補強設計費用助成の対象です。	
評定とは	建築物の補強設計が適切に行われていることを、第三者機関が検査することです。	
認定について	改修にともない、建ぺい率や容積率の緩和を受ける場合は認定などの手続きが必要です。	

- ・事業の実施にあたっては、前年度中を目安に必ず事前相談を行ってください。
- ・事前相談のない申請は受け付けできません。
- ・申請から完了届の提出までは、原則として同一年度内に行ってください。
- ・やむを得ず年度をまたぐ場合は、事前に全体設計承認申請が必要です。
- ・全体設計承認申請の承認には概ね1.5か月程度を要します。
- ・申請に必要な添付書類については、別紙をご参照ください。

耐震改修・除却・建替え支援 ※令和12年度までに着手するもの

対象建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物で、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果、倒壊の恐れ有りと判断された建築物
対象者	・建築物の所有者(共有の場合は代表者) ・マンション管理組合など

助成額の計算方法			
助成対象費用		助成限度額	
以下(1)(2)(3)いずれか低い額以内 (1) 実際に耐震改修、建替えまたは除却に要する額 (2) 次のイ～ハの区分に応じて定める額 イ：建築物 57,000円/㎡かつ1棟当たり5億7,000万円以内 ただし免震工法等特殊な工法による場合は、 57,000円/㎡を93,300円/㎡、 5億7,000万円を9億3,300万円と読み替える。 ロ：マンション 51,700円/㎡かつ1棟当たり5億1,700万円以内 ただし免震工法等特殊な工法による場合は、 上記51,700円/㎡を86,400円/㎡、5億1,700万円を 8億6,400万円と読み替える。 ハ：住宅(マンションを除く) 39,900円/㎡かつ1棟当たり3億9,900万円以内 (3) 建替えまたは除却にあつては、耐震改修に要する費用	延べ床面積 5,000㎡ 以下の部分	助成対象費用が 7,500万円以下の場合	助成対象費×9/10
		助成対象費用が 7,500万円を超え 1億5,000万円以下の場合	助成対象費×17/30 +2,500万円
		助成対象費用が 1億5,000万円を超える場合	助成対象費×11/30 +5,500万円
	延べ床面積 5,000㎡ を超える部分	助成対象費×11/60 (延べ床面積5,000㎡以下の部分で 算出された限度額に加算する)	

※延べ床面積が5,000㎡を超える建築物の助成限度額については、助成対象費用を面積按分により5,000㎡以下の部分と5,000㎡以上の部分に分け、それぞれの助成限度額計算を行ったものを合計します。

耐震診断の結果Is値0.3未満の建築物を耐震改修する場合の加算

加算の基礎となる額	加算額	
・耐震改修に要する費用(実際の工事費)における 延べ面積当たりの単価と85,500円(マンションにあつては77,550円、住宅 (マンションを除く)にあつては59,850円。)を比較していずれか低い方の 額から57,000円(マンションにあつては51,700円、住宅(マンションを除 く。)にあつては39,900円。)を引いた額に延べ面積を乗じた額。	延べ床面積 5,000㎡ 以下の部分	助成対象費×1/6+2,000円
	延べ床面積 5,000㎡ を超える部分	助成対象費×1/12

※延べ床面積が5,000㎡を超える建築物の助成限度額については、助成対象費用を面積按分により5,000㎡以下の部分と5,000㎡以上の部分に分け、それぞれの助成限度額計算を行ったものを合計します。
 ※実際の改修工事費の面積単価が、助成対象費用の(2)のそれぞれを超えない場合は、加算の対象外です。
 ※免震工法等の特殊工法を採用する場合は、加算の対象外です。
 ※通常の耐震改修助成における助成対象費用(2)のそれぞれ上限額の場合は加算の対象外です。
 ※上記の条件より延べ床面積10,000㎡を超える建築物は、加算の対象外です。